

さいたま市告示第 1 5 3 8 号

生産緑地法（昭和 4 9 年法律第 6 8 号）第 1 0 条の 2 第 1 項の規定により特定生産緑地を指定したので、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

さいたま市長 清 水 勇 人

（１）指定一覧

別紙 1 のとおり

（２）指定図面

別紙 2 のとおり

（３）効力発生日

別紙 1 記載がある申出基準日のとおり

(1) 指定一覧

地区数：2 地区、面積：約0. 1 6 h a

番号	位置	生産緑地 地区番号	面積(ha)		申出基準日	ページ番号
			生産緑地地区	新たに特定 生産緑地に 指定する区域		
●西区						
1	さいたま市西区西大宮 3 丁目地内	西大宮 1 7	約 1.23	約 0.04	2026年3月29日	1
2	さいたま市西区西大宮 4 丁目地内	西大宮 3 2	約 0.25	約 0.12	2026年3月29日	2



